

令和6年10月25日
水道局総務部総務課長

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の飲酒運転について

(1) 職 員 水道局係員（20代）

(2) 処分の内容 懲戒免職

(3) 処 分 事 由

当該職員は、令和6年10月14日（月）の午後11時頃から翌15日（火）の午前4時頃まで市内の飲食店で飲酒した後、帰宅のため博多区住吉付近を自転車で走行し、タクシーとの接触事故を起こしたものの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内訳

局長級職員：口頭訓戒

部長級職員：口頭訓戒

課長級職員：口頭訓戒

係長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったものの。

【問い合わせ先】

総務課長 小田、職員係長 森崎

電話：483-3103